

令和4年度 法定検査実施状況（7条）

<総括説明>

令和4年度における7条検査（注①）の実施基数は1,665基であり、判定の結果は、適正1,083基（65.0%）
おおむね適正554基（33.3%）、不適正28基（1.6%）となっており、不適正の判定理由は、上位から
「消毒剤の有無」10基（35.7%）、「建物内排水の未接続」6基（21.4%）「増改築等」3基（10.7%）
となっています。

「消毒剤の有無」については、その殆んどが保守点検の未実施であることから、使用開始にあたり浄化槽管理者（注②）
から保守点検業者への連絡不備がその要因であったため、浄化槽管理者から確実に連絡してもらうことが必要です。

「建物内排水の未接続」及び「増改築等」については、施工業者が届出設計図面の確認を充分に行い施工することが重要で
す。

注) ① 「7条検査」とは、浄化槽法第7条に基づく検査を言います。

浄化槽法第7条及び同法施行規則第4条において、新たに設置され、又はその構造もしくは規模の変更をされた浄化槽については、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に指定検査機関が行う水質に関する検査を受けなければならないと規定されています。

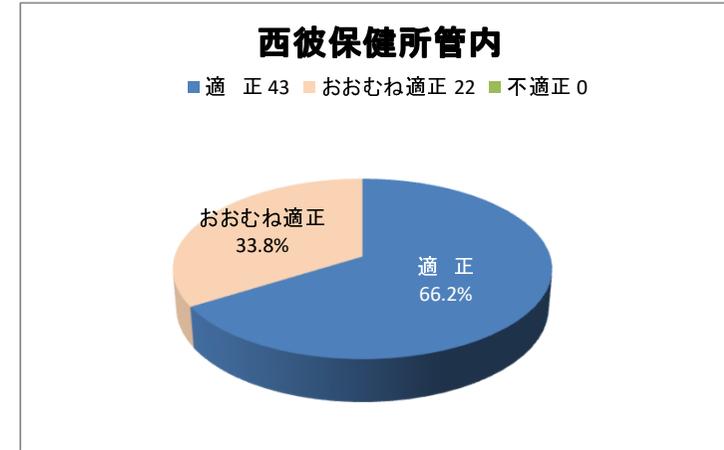
② 「浄化槽管理者」とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について責任を有するものです。

令和4年度浄化槽法定検査実施状況(7条)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

長崎県西彼保健所管内

単位(基)

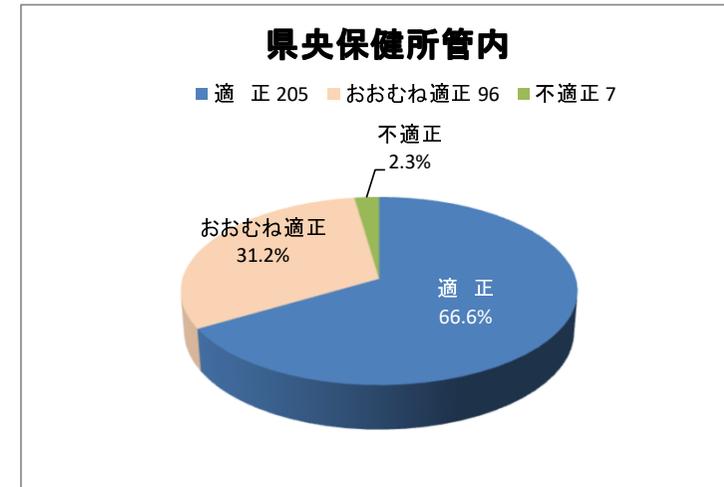
地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
西彼杵郡長与町	合併	1	100.0%					1
西彼杵郡時津町	合併	8	72.7%	3	27.3%			11
西海市西彼地区	合併	17	73.9%	6	26.1%			23
西海市西海地区	合併	11	55.0%	9	45.0%			20
西海市大島地区	合併	1	33.3%	2	66.7%			3
西海市崎戸地区	合併							
西海市大瀬戸地区	合併	5	71.4%	2	28.6%			7
	合併	43	66.2%	22	33.8%			65



長崎県県央保健所管内

単位(基)

地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
大村市	合併	27	64.3%	13	31.0%	2	4.8%	42
東彼杵郡東彼杵町	合併	17	54.8%	14	45.2%			31
東彼杵郡川棚町	合併	13	81.3%	3	18.8%			16
東彼杵郡波佐見町	合併	15	55.6%	12	44.4%			27
諫早市旧諫早市地区	合併	89	65.0%	44	32.1%	4	2.9%	137
諫早市多良見地区	合併	3	42.9%	3	42.9%	1	14.3%	7
諫早市森山地区	合併		#DIV/0!					
諫早市飯盛地区	合併	35	83.3%	7	16.7%			42
諫早市高来地区	合併	5	100.0%					5
諫早市小長井地区	合併	1	100.0%					1
	合併	205	66.6%	96	31.2%	7	2.3%	308



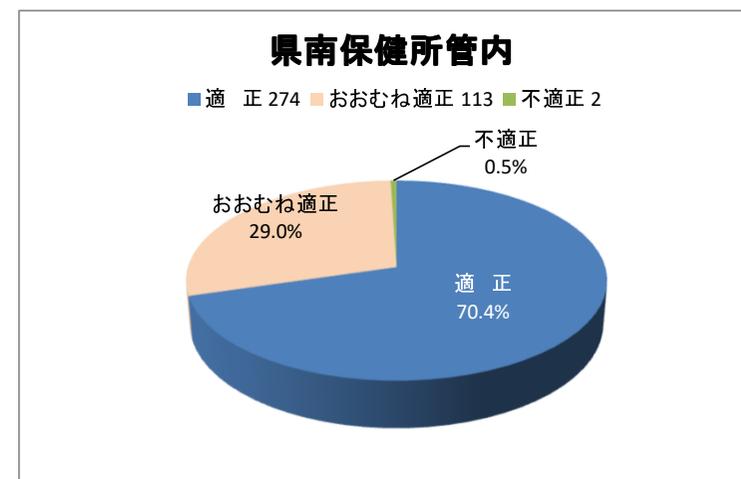
令和4年度浄化槽法定検査実施状況(7条)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

長崎県県南保健所管内

単位(基)

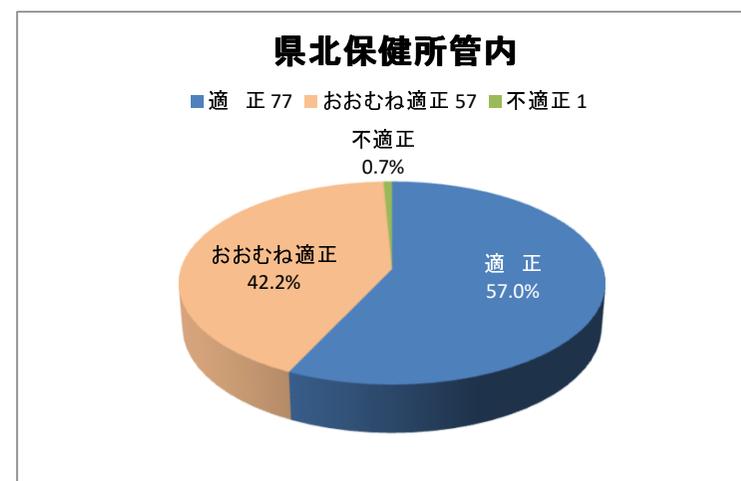
地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
島原市旧島原市地区	合併	78	69.0%	35	31.0%			113
島原市有明地区	合併	21	80.8%	5	19.2%			26
雲仙市国見地区	合併	57	72.2%	22	27.8%			79
雲仙市瑞穂地区	合併	1	100.0%					1
雲仙市吾妻地区	合併	2	40.0%	3	60.0%			5
雲仙市愛野地区	合併	5	71.4%	2	28.6%			7
雲仙市千々石地区	合併							
雲仙市小浜地区	合併	7	53.8%	6	46.2%			13
雲仙市南串山地区	合併	6	60.0%	4	40.0%			10
南島原市加津佐地区	合併	8	100.0%					8
南島原市口之津地区	合併	1	50.0%	1	50.0%			2
南島原市南有馬地区	合併	5	41.7%	7	58.3%			12
南島原市北有馬地区	合併	11	73.3%	4	26.7%			15
南島原市西有家地区	合併	25	78.1%	6	18.8%	1	3.1%	32
南島原市有家地区	合併	19	59.4%	12	37.5%	1	3.1%	32
南島原市布津地区	合併	12	92.3%	1	7.7%			13
南島原市深江地区	合併	16	76.2%	5	23.8%			21
	合併	274	70.4%	113	29.0%	2	0.5%	389



長崎県県北保健所管内

単位(基)

地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
平戸市旧平戸市地区	合併	25	51.0%	24	49.0%			49
平戸市大島地区	合併	3	75.0%	1	25.0%			4
平戸市生月地区	合併	5	50.0%	5	50.0%			10
平戸市田平地区	合併	21	63.6%	11	33.3%	1	3.0%	33
松浦市旧松浦市地区	合併	12	57.1%	9	42.9%			21
松浦市福島地区	合併	4	50.0%	4	50.0%			8
松浦市鷹島地区	合併	1	33.3%	2	66.7%			3
北松浦郡佐々町	合併	6	85.7%	1	14.3%			7
	合併	77	57.0%	57	42.2%	1	0.7%	135

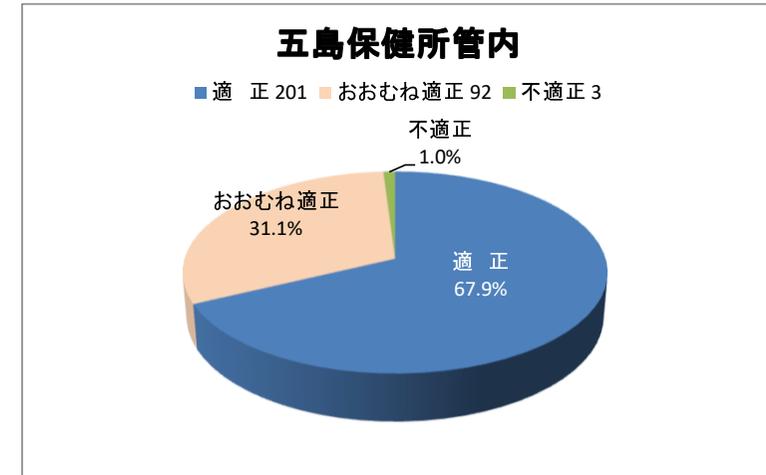


令和4年度浄化槽法定検査実施状況(7条)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

長崎県五島保健所管内

単位(基)

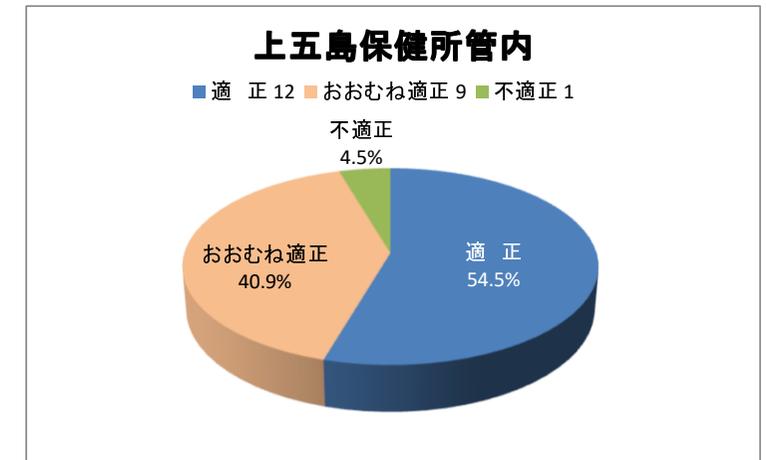
地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
五島市旧福江市地区	合併	120	64.5%	64	34.4%	2	1.1%	186
五島市(久賀島)	合併	1	100.0%					1
五島市(枕島)	合併							
五島市(黄島)	合併							
五島市(赤島)	合併							
五島市富江地区	合併	25	67.6%	11	29.7%	1	2.7%	37
五島市(黒島)	合併							
五島市玉之浦地区	合併	5	50.0%	5	50.0%			10
五島市三井楽地区	合併	18	94.7%	1	5.3%			19
五島市(嵯峨)	合併							
五島市岐宿地区	合併	20	80.0%	5	20.0%			25
五島市奈留地区	合併	12	66.7%	6	33.3%			18
五島市(前島)	合併							
	合併	201	67.9%	92	31.1%	3	1.0%	296



長崎県上五島保健所管内

単位(基)

地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
北松浦郡小値賀町	合併							
新上五島町若松地区	合併	1	50.0%	1	50.0%			2
新上五島町上五島地区	合併	4	57.1%	2	28.6%	1	14.3%	7
新上五島町新魚目地区	合併	2	50.0%	2	50.0%			4
新上五島町有川地区	合併	4	50.0%	4	50.0%			8
新上五島町奈良尾地区	合併	1	100.0%					1
	合併	12	54.5%	9	40.9%	1	4.5%	22

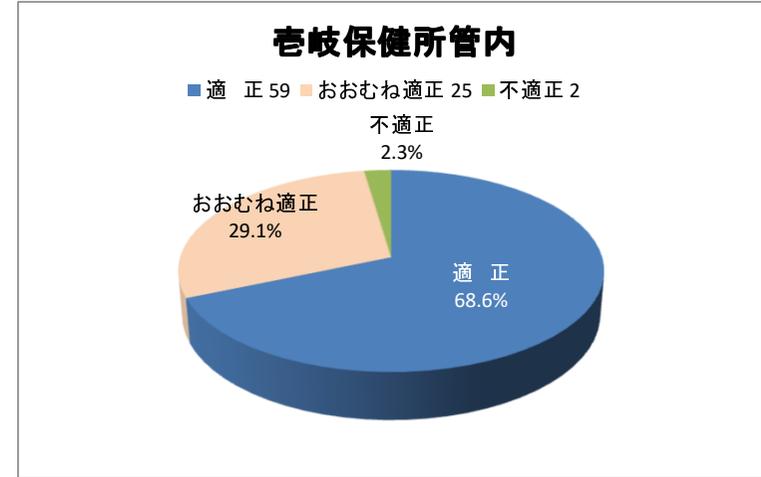


令和4年度浄化槽法定検査実施状況(7条)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

長崎県杵岐保健所管内

単位(基)

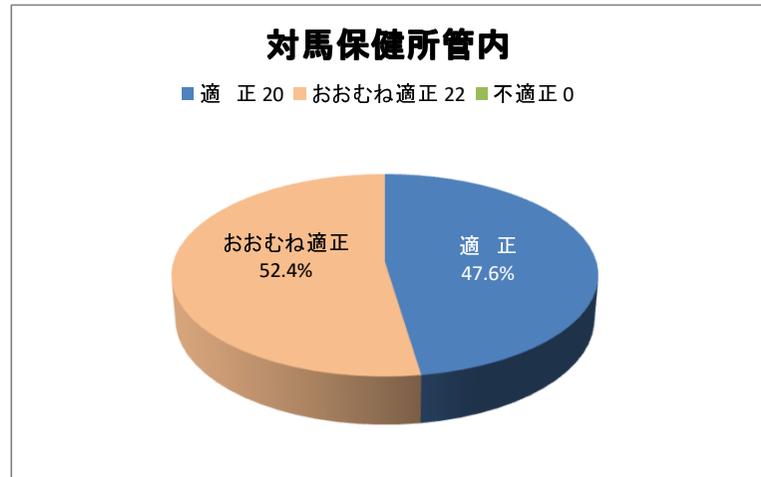
地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
杵岐市郷ノ浦地区	合併	16	69.6%	6	26.1%	1	4.3%	23
杵岐市郷ノ浦地区(原島)	合併							
杵岐市郷ノ浦地区(大島)	合併							
杵岐市郷ノ浦地区(長島)	合併							
杵岐市勝本地区	合併	12	63.2%	6	31.6%	1	5.3%	19
杵岐市勝本地区(辰ノ島)	合併							
杵岐市勝本地区(若宮島)	合併							
杵岐市芦辺地区	合併	25	83.3%	5	16.7%			30
杵岐市石田地区	合併	6	42.9%	8	57.1%			14
	合併	59	68.6%	25	29.1%	2	2.3%	86



長崎県対馬保健所管内

単位(基)

地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
対馬市厳原地区	合併	5	50.0%	5	50.0%			10
対馬市美津島地区	合併	5	35.7%	9	64.3%			14
対馬市豊玉地区	合併	2	40.0%	3	60.0%			5
対馬市峰地区	合併	1	100.0%					1
対馬市上県地区	合併	2	50.0%	2	50.0%			4
対馬市上対馬地区	合併	5	62.5%	3	37.5%			8
	合併	20	47.6%	22	52.4%			42

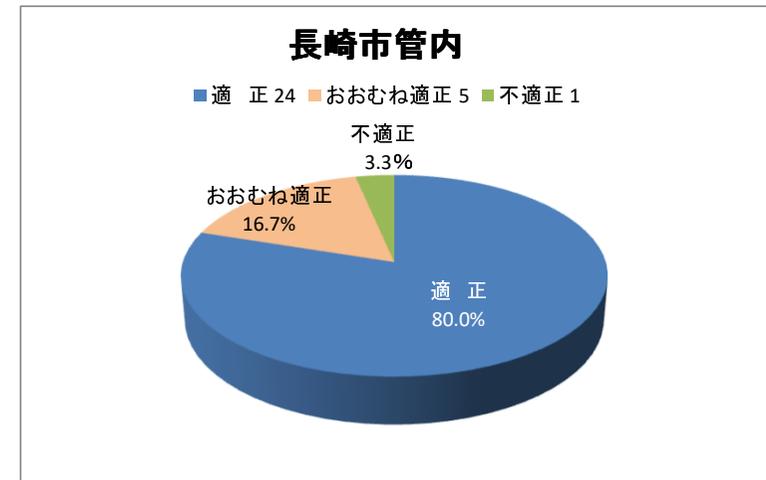


令和4年度浄化槽法定検査実施状況(7条)
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

長崎市管内

単位(基)

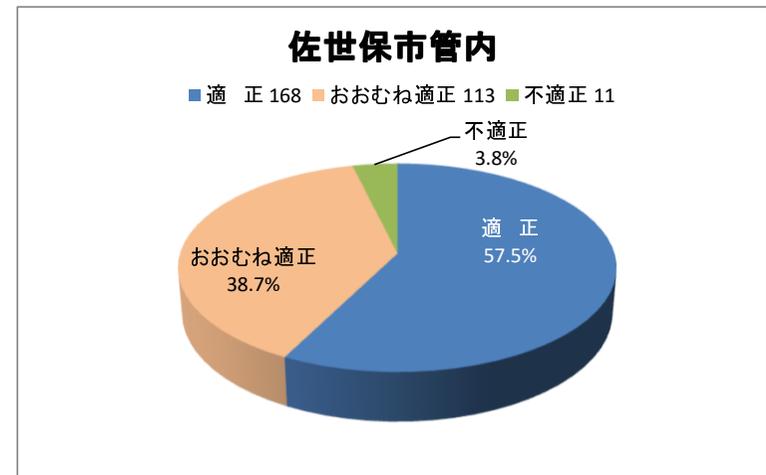
地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
長崎市旧長崎市地区	合併	11	68.8%	4	25.0%	1	6.3%	16
長崎市香焼地区	合併							
長崎市伊王島地区	合併							
長崎市高島地区	合併							
長崎市野母崎地区	合併							
長崎市三和地区	合併	1	100.0%					1
長崎市外海地区	合併	4	100.0%					4
長崎市琴海地区	合併	8	88.9%	1	11.1%			9
	合併	24	80.0%	5	16.7%	1	3.3%	30



佐世保市管内

単位(基)

地区	判定 処理方式	適正		おおむね適正		不適正		合計
		基数	%	基数	%	基数	%	
佐世保市旧佐世保市地区	合併	128	56.9%	86	38.2%	11	4.9%	225
佐世保市吉井地区	合併	14	77.8%	4	22.2%			18
佐世保市世知原地区	合併	4	80.0%	1	20.0%			5
佐世保市小佐々地区	合併	12	41.4%	17	58.6%			29
佐世保市宇久地区	合併	2	100.0%					2
佐世保市江迎地区	合併	1	25.0%	3	75.0%			4
佐世保市鹿町地区	合併	7	77.8%	2	22.2%			9
	合併	168	57.5%	113	38.7%	11	3.8%	292



令和4年度浄化槽法定検査実施状況(7条)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

判 定	適 正		おおむね適正		不 適 正		合 計
総 計	1,083	65.0%	554	33.3%	28	1.7%	1,665

注) 法定検査(7条)とは、浄化槽法第7条に基づく検査を言います。

浄化槽法第7条及び同法施行規則第4条において、新たに設置され、又はその構造もしくは規模の変更をされた浄化槽については、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に法定検査機関が行う水質検査を受けなければならないと規定されています。